

建 管 第 4 6 5 号
令和2年(2020年)7月3日

各建設管理部長 様

建設部建設政策局建設管理課
技術管理担当課長

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る当面の対応について(通知)
「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」(令和元年6月24日付
け建管第543号)により通知しているところですが、今般、国において新型コロナ
ウイルス対策に伴う「建設業における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(令
和2年5月14日(令和2年7月1日変更版))」が改定されたことに伴い、当面の対
応を次のとおり通知しますので、関係職員へ周知願います。

記

1 用語の定義

【現 行】

真夏日 → 日最高気温が30度以上の日

【当面の間】

真夏日 → 日最高気温が28度以上の日

2 適用

通知日より適用

なお、既契約工事については、本通知の適用月日以降であれば適用するものとする。

(積算管理係)

建管第543号
令和元年(2019年)6月24日

各総合振興局・留萌振興局副局長
(建設管理部担当)様
(地域調整課経由)

建設部建設政策局建設管理課
技術管理担当課長

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策にかかる経費に関して、下記のとおり現場管理費の補正を試行することとしたので通知する。
なお、各建設指導課を経由し、関係市町村に通知を依頼済みであることを申し添える。

記

1. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

2. 対象工事等

(1) 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

(2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

3. 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast 1}$$

※1 補正係数：1. 2

(2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}^{\ast 2}) + \text{補正値}^{\ast 3})$$

※2 施工地域による補正係数

※3 施工時期・工事期間による補正率、緊急工事による補正率及び、真夏日による補正値の和

4. 適用

本通達は、北海道庁建設部が所管する、平成31年4月1日以降に入札された工事 から適用する（各建設管理部が発注する漁港工事を含む）。

(積算管理グループ)

建管第 544号
令和元年（2019年）6月24日

各総合振興局・留萌振興局副局長
（建設管理部担当）様
（地域調整課経由）

建設部建設政策局建設管理課
技術管理担当課長

「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」の運用について

工事現場の熱中症対策に掛かる現場管理費の補正について、通達「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和元年6月24日付建管第543号）が通知されたところである。

この通達の運用にあたっての考え方について、別紙のとおり通知する。

なお、各建設指導課を経由し、関係市町村に通知を依頼済みであることを申し添える。

1. 通達の「1. 用語の定義」に関して

ア 「(2) 工期」

- (ア) ここでいう工期とは、通常積算により算出した工期を指す。
- (イ) 年末年始休暇6日間とは、12月29日～1月3日までをいう。夏季休暇3日間とは、8月の土日祝祭日を除く3日間の休暇をいう。
- (ウ) 年末年始休暇6日間と、夏季休暇3日間について、これより少ない日数を休暇とする場合においても、工期から除外する日数の短縮は行わないものとする。逆に、施工業者がこれよりも多い日数を年末年始休暇あるいは、夏季休暇とする場合においては、その日数は不稼働日とみなす。

2. 通達の「3. 積算方法等」に関して

ア 気温の計測方法

受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させる。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など
(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

イ 計測及び結果報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。

ウ 現場管理費の補正率の算出について

(ア) 計測及び結果報告の方法について記載された施工計画書を、発注者が適正であると承認した日を「基準日」とする。

(イ) 当該「基準日」から工期末までの期間において、真夏日にあたる日数を計測する。なお、計測期間については、発注者と受注者が協議の上で決めることも可とする。

(ウ) 「施工時期・工事期間による補正率」及び「緊急工事による補正率」と重複する場合は、これらと合算した補正值の上限を2%とする。

(エ) 「真夏日率=工期期間中の真夏日÷工期」及び、「補正值(%)=真夏日率×補正係数」の計算値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

エ 契約手続等

(ア) 今後発注予定の工事に対しては、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う予定である旨を特記仕様書に明示し、入札後に補正の適用を協議する。

(イ) 令和元年度中の措置として、既発注済等により上記の対応が難しい工事については、当該通達の発出後速やかに補正の適用を協議する。適用する場合、特記仕様書にその旨を明示する。

3. 通達の「4. 適用」に関して

ア 施工箇所点在型工事

施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

イ フレックス工期及び、余裕ある工期への対応

フレックス工期制（平成28年12月9日 建管第1576号）及び、余裕ある工期設定（昭和58年8月27日 管理第843号）を採用する場合において、積算工期内でかつ実工期の始期前及び、積算工期を超過した期間の真夏日は、カウントしない。

4. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合については、これらに依らないことができる。

(積算管理グループ)